

令和元年度 第3回秋葉区地域公共交通に関する意見交換会 会議概要

1. 開催日時

令和元年8月7日（水） 午後3時から3時40分

2. 会場

秋葉区役所 3階 ミーティングルーム

3. 出席者（敬称略）

委員等

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官（輸送・監査担当） 塩原隆太郎

<副会長>

新潟県警察秋葉警察署交通課長 佐藤亮

新潟市消費者協会 新津支部長 宮尾隆

泉観光バス株式会社 代表取締役 関塚政行

太陽交通新発田中央株式会社 代表取締役 大橋英樹

新潟市秋葉区地域総務課長 小野秀之 <会長>

新潟市秋葉区建設課長 落合謙

事務局

新潟市秋葉区地域総務課 2名

4. 議題

1. 開会

2. 秋葉区・区バス及び路線バスの消費税率引き上げに伴う運賃改定について

・資料1、資料1-1、資料1-2、資料1-3に基づき、令和元年10月1日からの秋葉区・区バスの運賃改定並びに路線バス（下新～大安寺～新津駅線）及び路線バス（新津駅～朝日～金津線）の運賃・定期券運賃の改定等を事務局より説明。

・「秋葉区・区バスの運賃は、平成26年4月に消費税が5%から8%へ引き上げられた際には運賃改定を行わなかったことから、10月1日の10%への引き上げに合わせ、現行運賃から105分の5を控除し、110/100を乗じ、10円未満を四捨五入することで、改定後の運賃を算出した。現行運賃が170円の区間は180円に、180円の区間は190円に、190円は200円、200円は210円と、運賃をそれぞれ10円増額したい。」（事務局）

・「路線バス（下新～大安寺～新津駅線）及び路線バス（新津駅～朝日～金津線）においては、7月21日まで両路線を運行し、現在も一部並行する路線を運行する、新潟交通観光バス株式会社の改正運賃を準用して運賃及び定期券運賃の改定を予定しているが、同社の改正運賃は、現在、国土交通省で審査中の状況。基本的には掲載の運賃で進める方針だが、審査の中で運賃変更の指導等があると、準用して記載している資料1-2および資料1-3の運賃・定期券運賃の変更の可能

性もあるため、その場合は、8月22日（木）に開催される新潟市地域公共交通会議において正式な金額をお伝えしたい。」（事務局）

（質問・意見等）

・「資料1-2の4ページ、路線バス（下新～大安寺～新津駅線）の改定後の定期券運賃表で、表の下2行が赤着色の文字となっているのはどのような意味か。」（落合委員）

→「改定により、現行運賃には無い単価（350円→360円、380円→390円）となる区間の定期券運賃を新たに記載した部分について赤く着色した。」（事務局）

・「公共交通機関の主な利用者は、学生や高齢者等の、所得が低く自家用車を利用できない方々と聞く。消費税増税による運賃の値上げとこのことで、受益者負担と言われることも事実だが、タクシーの初乗り区間があるように、例えば最初の1～2区間のみ運賃を100円とすることはできないか。利用促進に加え、環境や健康の改善にも役立つ。実現のための予算が不足するのであれば、その一部を環境・福祉等の予算から繰り入れる考えもあるのではないか。」（宮尾委員）

→「今回は消費税率引き上げに伴う運賃改定に関するご意見を伺うものであるため、ご提案の件については今後の改定の際の参考にさせていただきたい。」（事務局）

3. 路線バス（下新～大安寺～新津駅線）予備車両の一般乗用旅客自動車運送事業との車両併用（案）について

4. 路線バス（新津駅～朝日～金津線）一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）及び一般乗用旅客自動車運送事業との車両併用（案）について

・資料2、資料3に基づき、令和元年10月1日からの路線バス（下新～大安寺～新津駅線）及び路線バス（新津駅～朝日～金津線）における車両併用等を塩原委員及び事務局より説明。

・「両社ともタクシー事業も行っているとのことで、タクシー車両を沢山お持ちになっている。路線バス、一般乗合旅客自動車運送は原則として5台+予備車両1台の専用バス車両を用意してはならない。ただし、地域の交通ということで、協議会での合意により需要の多寡に応じて車両の数も緩和され、タクシー車両やジャンボタクシー車両も認められる。また、この場で協議いただいて異議が無ければ、一般乗用旅客自動車運送事業で使用しているタクシー車両等との併用も認められる。両路線とも乗合運送だけで5台+1台の計6台を用意するというのは非効率な投資ということもあり、この点については問題はないと思われるが、ご意見があればご意見をいただき、ご意見が無ければ協議が整ったとさせていただきたい。」（塩原委員）

（質問・意見等）

なし

5. その他

(意見等)

- ・「バス停でバスに置いて行かれたとの話を聞くことがあるが、①定刻になってから安全を確認して出発 ②定刻前に安全を確認して定刻ちょうどに出発 ③早々に安全を確認し定刻前に出発 の3パターンについて、乗り合いバス共通のルールや各社の方針があるのか。」(宮尾委員)

→・「定時定路線の運行においては、全国的に③の早発は禁止されている。①と②は数秒の違いだが、定刻になったら安全を確認し、定刻を過ぎてから出発するのが全国の統一ルール。」(関塚委員)

- ・「公共交通のルートや接続の改良、イベントや観光事業との連携、また、事業者の運転手不足の解消に向けた行政の積極的な関与により、相乗効果でバスの利用が促進され、住民ニーズを満たすことができる。また、乗り合いタクシー事業が必ずしも県内でうまくいっていないと聞くが何故なのか。いずれにせよ、今までの流れだけで進めるのではなく、将来を見据えた抜本的な交通政策の検討を願いたい。」(宮尾委員)

→・「人口減少が進む中で、乗り合いタクシーによるデマンド交通は持続可能な公共交通の一選択肢。県内の自治体で、また市内では一部の区で社会実験として、様々な方法で運行されている。利用者の利便性のみを追求すれば財政負担が膨大なものとなり、その逆も然り。今後、導入を検討する場合には、うまくバランスの取れた施策を考えていきたい。」(事務局)

→・「当社は北区と新発田市でデマンド乗合タクシー事業を受託している。北区のデマンド乗合タクシーはタクシーに近いもの。事前予約により希望に近い時間で、乗客の自宅付近から医療機関や店舗などの目的地との間を送迎し、ドアトゥドアに近い。平均タクシー単価は2,000円程度で1人乗車の場合は運賃が1,000円と、利用者の負担が高くなる。新発田市のデマンド乗合タクシーはジャンボタクシーを使用し、バスとタクシーの中間のようなもの。やはり事前予約により運行。料金は比較的安く、路線バスと同じような金額のため、自治体の負担が大きい。各自治体で工夫しながら進められている。」(大橋委員)

6. 閉会